

三瓶ダム操作細則

目次

- 第1条 通則
- 第2条 流入量
- 第3条 洪水警戒体制
- 第4条 洪水の予測等
- 第5条 洪水警戒体制時における措置
- 第6条 洪水警戒体制の解除
- 第7条 貯留された流水の放流を行うことができる場合
- 第8条 放流の原則
- 第9条 放流に関する通知等
- 第10条 地区災害対策本部への通知
- 第11条 サイレン吹鳴
- 第12条 洪水吐きの名称
- 第13条 ゲート及びバルブの名称
- 第14条 取水ゲートの操作
- 第15条 河川放流管主ゲートの操作
- 第16条 制水ゲート、発電用制水バルブ及び河川放流管副バルブの操作
- 第17条 水道用主バルブ及び水道用副バルブの操作
- 第18条 緊急水位低下用ゲートの操作
- 第19条 管理用発電所の運転操作
- 第20条 貯水池水質保全設備の運転操作
- 第21条 計測、点検及び整備
- 第22条 観測
- 第23条 記録
- 第24条 報告事項
- 第25条 雑則
- 別表第1
- 別表第2
- 別図第1

(通則)

第1条 三瓶ダム（以下「ダム」という。）の操作については、三瓶ダム操作規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(流入量)

第2条 規則第3条に規定する流入量（以下「流入量」という。）は、貯水位の上昇又は低下の時間的割合から算定した数値とダムからの放流量により次式で算定するものとする。

$$Q1 = \Delta V / \Delta T + Q2 / \Delta T$$

ただし

Q1 : 流入量（毎秒立方メートル）

ΔT : 単位時間（秒）

ΔV : ΔT 時間の貯水量の増減量（立方メートル）

Q2 : ΔT 時間内の積算全放流量（立方メートル）

(洪水警戒体制)

第3条 規則第11条第2項に規定する洪水が予想されるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 松江地方気象台から大田市において降雨に関する注意報が発せられ、ダム流域内において降り始めからの流域平均雨量の累計が70ミリメートルに達したのち、さらに降雨が続くと予想されるとき。
- (2) その他、県央県土整備事務所大田事業所長（以下「事業所長」という。）が必要と認めるとき。

2 事業所長は、規則第11条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置その他の必要な事項についてあらかじめ定めておかなければならない。

(洪水の予測等)

第4条 事業所長は、規則第11条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化の予測をするよう努めるものとする。

(洪水警戒体制時における措置)

第5条 規則第12条第1号に規定するその他細則で定める関係機関とは、別表第1に掲げる機関（以下「関係機関」という。）とする。

(洪水警戒体制の解除)

第6条 規則第15条に規定する洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合とは、流入量が毎秒80立方メートル以下に減少したのち、気象及び水象の状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認められる場合とする。

2 事業所長は、洪水警戒体制を解除したときは、県央県土整備事務所長（以下「事務所長」という。）に報告するとともに、関係機関に連絡しなければならない。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第7条 規則第16条第1項第2号に規定する特にやむを得ない理由があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) ダム本体及び貯水池等について調査又は補修を行うため必要があるとき。
- (2) その他特に必要があるとき。

(放流の原則)

第8条 規則第17条に規定する放流の方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により、特に必要があると認められる場合には、これによらないことができる。

放流直前におけるダムからの放流量	10分における放流量の増加限度
0.256m ³ /S 未満	0.074m ³ /S
0.256m ³ /S 以上	6.51m ³ /S

(放流に関する通知等)

第9条 規則第19条の規定により事業所長が行う関係機関への通知（以下「通知」という。）及び一般に周知するための必要な措置（以下「周知措置」という。）は、次の各号により行う。

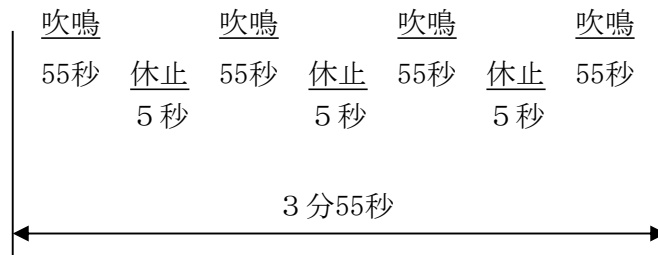
- (1) ダムからの放流により、ダム下流において30分間につき30センチメートル以上の水位の上昇が生じると予想されるときは、その1時間前に通知し、周知措置についてはその30分前に行う。（別図第1による）
- (2) 非常用洪水吐きからの放流が予想されるときは、その2時間前と1時間前に通知し、周知措置についてはその30分前に行う。（別図第1による）
- 2 事業所長は、通知を行うときは事務所長に報告するものとする。
- 3 周知措置は、別表第2に掲げる警報局及び警報車から行い、これを行う範囲は、ダム下流から妙見橋までの区間とする。

(地区災害対策本部への通知)

第10条 ダムからの警戒レベル4に該当する通知（緊急放流2時間前通知及び緊急放流1時間前通知、緊急放流開始通知）は地区災害対策本部へ通知するものとする。

(サイレン吹鳴)

第11条 事業所長は、次に定める方法によりサイレンを吹鳴させるものとする。



- 2 前項に規定するサイレンの吹鳴終了後は、必要に応じて当該地点における河川の水位の上昇の見込み等をスピーカーにより放送するものとする。

(洪水吐きの名称)

第12条 堤体中央部にある洪水吐を常用洪水吐きといい、堤体上部にある洪水吐きを非常用洪水吐きという。

(ゲート及びバルブの名称)

第13条 利水放流設備の取水に供するゲートを取水ゲートという。

- 2 取水管φ800の取水口にあるものを制水ゲート、中間付近にあるものを発電用制水バルブという。
- 3 河川放流管φ650の上流側にあるものを河川放流管副バルブ、下流側にあるものを河川放流管主ゲートという。
- 4 水道取水管φ250の上流側にあるものを水道用副バルブ、下流側にあるものを水道用主バルブという。
- 5 貯水位を緊急に低下させるためのゲートを緊急水位低下用ゲートという。

(取水ゲートの操作)

第14条 取水ゲートは、次に掲げる場合を除き、取水口が常に一定の取水深を保つ状態にしておかなければならない。

- (1) 貯水位が標高127.0メートル以上又は標高116.0メートル以下の場合。
- (2) 規則第21条の規定により点検又は整備を行うとき。
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。

(河川放流管主ゲートの操作)

第15条 河川放流管主ゲートは、次に掲げる場合を除き、常に全閉にしておくものとする。

- (1) 発電を行わないとき。
- (2) 規則第21条の規定により点検又は整備を行うとき。
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 河川放流管主ゲートは、利水放流に使用し、特にやむを得ない理由があるときを除き洪水調節に使用してはならない。

(制水ゲート、発電用制水バルブ及び河川放流管副バルブの操作)

第16条 制水ゲート、発電用制水バルブ及び河川放流管副バルブは、次に掲げる場合を除き常に全開にしておくものとする。

- (1) 規則第21条の規定により点検又は整備を行うとき。
- (2) 発電用制水バルブについては、発電を行わないとき。
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。

(水道用主バルブ及び水道用副バルブの操作)

第17条 水道用主バルブ及び水道用副バルブは、次に掲げる場合を除き常に全開にしておくものとする。

- (1) 規則第21条の規定により点検又は整備を行うとき。
- (2) 水道用水の取水を行わないとき。
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。

(緊急水位低下用ゲートの操作)

第18条 緊急水位低下用ゲートは、次に掲げる場合を除き常に全閉にしておくものとする。

- (1) ダム本体及び貯水池等に異常が生じ、緊急に放流を行う必要が生じたとき。
- (2) 規則第21条の規定により点検又は整備を行うとき。
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。

(管理用発電所の運転操作)

第19条 管理用発電所の運転操作は、随時監視制御方式とし、別途定める運転操作要領により行う。

(貯水池水質保全設備の運転操作)

第20条 貯水池水質保全設備の運転操作は、別途定める運転操作要領により行う。

(計測、点検及び整備)

第21条 規則第21条に規定する計測は、別に定める計測基準により行うものとする。

- 2 規則第21条に規定する点検及び整備は、別に定める点検整備基準により行うものとする。
- 3 事業所長は、規則第21条に規定する計測、点検及び整備を行うための基準を別途定めるものとする。

(観測)

第22条 規則第22条に規定する観測は、別に定める観測基準により行うものとする。

- 2 事業所長は、規則第22条に規定する観測を行うための基準を別途定めるものとする。

(記録)

第23条 規則第23条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) ゲート及びバルブの操作
- (2) 第21条の規定による計測、点検及び整備結果
- (3) 第22条の規定による観測結果

2 事業所長は、前項に規定するもののほか次の各号についても記録することとする。

- (1) 放流に伴う警報及び連絡に関すること
- (2) その他必要な事項

(報告事項)

第24条 事業所長は、次の各号に掲げる場合においては、速やかにその状況を事務所長並びに土木部長に報告しなければならない。

- (1) 規則第13条の規定により洪水調節を行ったとき。
- (2) ダム本体、附属施設、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたとき。
- (3) 異状な水文状況にあつて規則第2条に規定するダムの用途の目的を達することのできない場合又はその目的を達することが困難と予想されるとき。
- (4) 地震発生後の臨時点検を行ったとき。

2 事業所長は、次の各号に掲げる場合においては、速やかにその状況を事務所長並びに土木部河川課長に報告しなければならない。

- (1) 規則第11条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第15条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- (2) 堆砂状況の調査を行ったとき。
- (3) 多目的ダム管理年報を作成したとき。

(雑則)

第25条 事業所長は、この細則を実施するため必要のある場合には、ダム操作実施要領を定めることができる。

2 事業所長は、ダム操作実施要領を定め又は変更しようとするときは、あらかじめ土木部河川課長と協議するものとする。

3 事業所長は、ダム操作実施要領を定め又は変更したときは、事務所長並びに土木部長に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成13年 2 月26日から適用する。

附 則（平成16年訓河第2679号）

この細則は、平成16年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年訓河第 1509 号の 4）

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年訓河第 318 号の 4）

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年訓河第 604 号）

この細則は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

別表第 1

関係機関（第 5 条関係）

機 関 名	所 在 地
島根県水防本部（土木部河川課）	松江市殿町 1 番地
大 田 市 役 所	大田市大田町大田口 1111 番地
大 田 警 察 署	大田市大田町大田 423 番地

別表第 2

警報局（第 9 条第 2 項関係）

種 別	警報局名	所 在 地	連絡方法
サイレン 及び スピーカー	ダ ム	三瓶町野城	有 線
	野 城	大田町野城	無 線
	原 田	大田町大田	〃
	出 口	〃	〃
スピーカー	灰 取	大田町野城	無 線
	下ノ原	〃	〃

別図第 1
警報発令基準図（第 9 条第 1 項関係）

